

## 三重県太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（案）

三重県（以下、「甲」という。）と〇〇（以下、「乙」という。）は、太陽光発電設備及び蓄電池（以下、「太陽光発電設備等」という。）の普及促進を図るため、次のとおり三重県太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（以下、「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、相互の協力により、県域における太陽光発電設備等の普及促進を図ることを目的とする。

### （役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次のことを実施する。

（1）甲は、三重県太陽光発電設備等共同購入事業に関する広報等の支援を行う。

（2）乙は、別紙「三重県太陽光発電設備等共同購入事業 仕様書」に定める太陽光発電設備等の共同購入事業を実施する。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、適宜協議を行うものとする。

### （経費負担）

第3条 前条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

### （リスク等対応）

第4条 本事業の実施に伴うリスクについては、乙がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

2 本事業の実施に伴い、乙と施工事業者との間、又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

### （損害賠償）

第5条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

### （協定の解除）

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの協定に違反したとき。
- (2) 乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
- (3) 前各号の規定のほか、甲が必要と認めるとき。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第8条 協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月29日までとする。ただし、期間満了の1カ月前までに甲及び乙のいずれかから書面により協定終了の申し出が無い場合は、1年間協定を延長するものとし、以降も同様とする。ただし、協定の有効期間は最長で3年間とする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、協定期間中及び協定期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、甲に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。

(疑義等の処理)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名（又は記名押印）の上、各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 三重県津市広明町13番地  
三重県  
三重県知事 一見 勝之

乙 (住所)  
(事業者・団体名)  
(代表者職氏名)